附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十二月二十二日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第四号（第十二条関係）

収入印紙 （消印してはならない）

建築物環境衛生管理技術者免状再交付申請書

建築物環境衛生管理技術者免状番号及び交付年月日	第　　号 （　　年　　月　　日）		
ふりがな 氏名		生年月日	年　　月　　日生
旧姓		通称名	
個人番号			
本籍			
性別	1　男　　2　女		
住所	郵便番号　　電話番号　　―　　―		
再交付申請の理由			

上記により、建築物環境衛生管理技術者免状の再交付を受けたいので申請します。

年　　月　　日

氏　名

厚生労働大臣殿

備考　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。